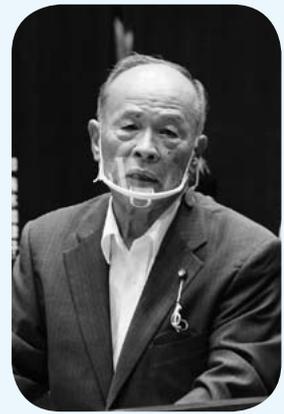


宇都宮宗康 議員



一問一答方式

- ① 甚大な盛土崩壊
- ② 安全な登下校

甚大な盛土崩壊について

問 愛媛県は土砂災害警戒区域内や上流域にある大規模盛土造成地

70か所を緊急点検するとし、このうち大洲市には8か所あるが現地確認した結果はどうであったか。

答 本市では、平成30年度に大規模盛土造成地等の位置等の調査を

行い、市内25か所の大規模盛土造成地を確認し、防災意識の向上や災害の未然防止を目的に、令和元年度から市のホームページで公表しています。

緊急点検は、そのうち土砂災害警戒区域の区域内及び上流域に位置する8か所について、県及び市職員が合同で現地点検を実施しました。

点検では、宅地地盤・擁壁・のり面の変状、地下水及び排水施設の変状、損傷等がないか確認しましたが、土砂が流出するような危険な状況はありませんでした。

引き続き国・県と連携し、大規模盛土造成地の安全対策に取り組んでいきたいと考えています。

問 建設残土処理場の所在地や所有

会社の把握及び急傾斜崩壊危険箇所などの危険な場所への建設についてはいかがか。

答 建設残土処理場の規制の有無と

しては、愛媛県のいわゆる愛媛県土砂条例によって、区域の面積が3千平方メートル以上を埋め立てる場合は、事前に知事の許可を受けなければなりません。

市内の建設残土処理場の所在地や所有会社で市が把握しているのは、県の土砂条例など県へ届出をしている4か所の建設残土処理場で、4業者が所有をしています。うち1か所

については、土石流危険渓流に位置していますが、4か所とも県の緊急点検で異常ないことが確認されています。

なお、県の土砂条例の許可が不要で把握できていない小規模な土砂の埋立て等は、現在の法律等では現状把握が困難なため、今後の国・県の動向を注視したいと考えています。

安全な登下校について

問 交通安全対策特別交付金は地方

公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てる財源として交付するところがあるが、本市にはどのぐらい交付され、どのような対策に充ているのか。

答 交通安全対策特別交付金は、反

則金収入を原資としていて道路交通安全施設整備の経費に充てることを目的とされ、令和2年度は567万円交付されています。その使途としては、ガードレール、ガードパイプやカーブミラーなどの道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用としています。

道路の安全管理は、道路管理者が

関係各所と協力し対策を行っていますが、通学路に関しては教育委員会が中心となって安全対策を実施しています。

大洲市通学路安全推進連絡協議会では、通学路の安全対策として毎年合同点検を行うなど、児童・生徒の安全確保に取り組んでいます。具体的には、各学校から危険箇所の報告を受け、教育委員会、学校、警察署、危機管理課、道路管理者が実際に現場を確認して、ハード、ソフト

両面の対策の検討をしています。これまでも合同点検の結果を受けて、通学路にグリーンベルトや横断歩道を設置するなど、児童・生徒が安全に登下校できるよう取り組んできました。

今後も、子供たちが安全に通学できるように関係各所とも連携し、定期的に点検を実施することで危険箇所を改善し、子供の安全を確保するとともに子供たちへの指導も行います。また、通学路以外で安全対策が必要な箇所も、安全・安心な交通環境の確保が図れるよう努めます。